

対法務当局

人事課 作成

令和4年11月10日(木) 参・法務委 川合 孝典 議員(民主)

4問 法務省職員の労働時間管理の現状と、労働時間管理に関する今後の対策について、法務当局に問う。

[労働時間管理の現状]

- 法務省では、現在、職員の勤務時間の管理について、
 - ・ 業務端末の使用記録を利用することにより、客観的な記録を基礎として管理を行っているほか
 - ・ 客観的な記録を基礎とした勤務時間の把握ができない場合には、職員に超過勤務の実施結果等を報告させることや、課室長等の現認等により管理しているところ。
- また、職員に超過勤務を命じる場合には、当該職員にその必要性や所要見込み時間等の必要な情報を申告させた上で、最小限の範囲で超過勤務を命じることとしている。

[超過勤務の現状]

- なお、令和3年の1年間における外局等を除いた当省職員1人当たりの超過勤務時間数は、約280時間である。

[今後の取組]

- さらに、法務省では、職員の勤務時間を「見える化」し、その実態を把握した上で、勤務時間を適切に管理できるようにするため、勤務時間管理のシステム化に向けた取組を進めている。
- 具体的には、現在、職員の出退勤や休暇取得等の申請・管理等を一元的に行うことができるシステムである「勤務時間管理システム」の導入作業を行っているところであり、法務本省においては、令和5年度から、同システムの運用を開始する予定である。

○ 引き続き、勤務時間管理の徹底に努め、長時間労働を是正してまいりたい。】

【責任者：人事課 佐藤人事課長 内線■ 携帯■】